

議案第17号

三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例の設定について
次のとおり三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田 秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町高齢者介護予防及び生活支援事業手数料徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、介護保険の給付の対象外となる高齢者等に対して、生きがい活動支援通所及び生活管理指導員の派遣を実施した場合における手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 手数料を徴収する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 生きがい活動支援通所事業
- (2) 生活管理指導員派遣事業

(手数料の額)

第3条 手数料の額は、別表のとおりとする。

(納入義務者)

第4条 手数料の納入義務者は、第2条に定める事業の実施を申し出た者とする。

(納入の方法)

第5条 手数料は、第2条に定める事業の実施があった月分をまとめて、翌月末日までに納入しなければならない。

(手数料の減免)

第6条 町長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

事業	手数料の額
生きがい活動支援通所事業	1回当り 400円
生活管理指導員派遣事業	1時間当り 200円